

カーボンニュートラルやまがたアクションプラン改定検討ワーキングチーム 設置要綱

(目的)

第1条 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県民総ぐるみの県民運動を引き続き着実に展開するため、県は、県民、事業者等が主体的に行う脱炭素の取組みを明示したカーボンニュートラルやまがたアクションプラン（対象期間：令和3年度～7年度）を改定することとしている。改定に向け取組み内容を検討するため、「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン改定検討ワーキングチーム（以下「改定検討WT」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 改定検討WTは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) カーボンニュートラルやまがたアクションプランの改定に向けた検討。
- (2) その他、前条の目的達成のため必要な事項。

(改定検討WT)

第3条 改定検討WTは、カーボンニュートラルやまがた県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）の構成団体及びカーボンニュートラルに関する専門有識者から、推進会議の会長が任命する者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、任命の日からカーボンニュートラルやまがたアクションプランの改定の日までとする。
- 3 改定検討WTに座長を置き、構成員の互選によって選出する。
- 4 推進会議の会長は改定検討WTを招集し、座長がこれを主宰する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に出席を求め、意見を述べさせることができる。
- 6 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 改定検討WTの庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、改定検討WTの運営に必要な事項は、推進会議の会長が座長と協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。